ウオッセ21の活用に関する事業者提案募集

提案にあたっての補足事項

1 応募前にご確認ください

応募にあたっては、実施要領に定めるほか、本補足事項も併せてご確認ください。 なお、今回募集する提案はPFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等 の促進に関する法律)に基づくものではありません。

2 相談から審査結果までの大まかな流れ

- (1) 事前相談への対応
- ① 提案内容の完成度向上 事業者からの事前相談をお受けします。事前相談にあたって、別紙1「事前相談・ 質問書」を使用してください。

【対応可能期限 令和6年5月10日(金)まで】

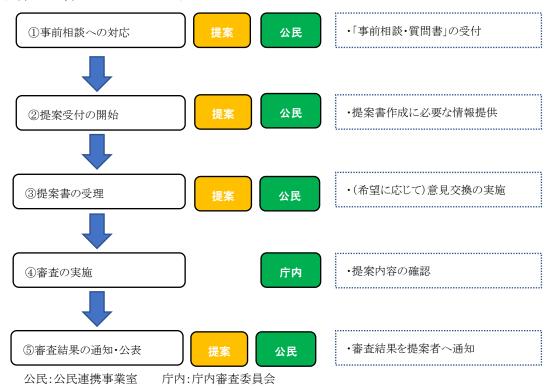
- ② 提案書作成に必要な情報提供 事前相談への対応として、市は提案書作成に必要な情報の提供に努めます。
- (2) 意見交換の実施
- ① 提案事業者からの希望があれば意見交換を行います。 意見交換は提案事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。 開催にあたっては、個別に調整します。
- (3) 審査の実施
- ① 提案書の審査期間 審査期間は、2か月程度を目安にしています。
- ② 審査体制 事業者からの提案内容の取扱いは、庁内審査委員会において決定します。
- ③ 審査項目

下記の項目を踏まえて審査を行います。

審査は提案書を用いて行いますが、必要に応じて提案者からのプレゼンテーション やヒアリングをお願いすることがあります。また、提案内容によっては、外部の専門家 (有識者、コンサルタント等)の活用も検討します。

- · 業務体制
- 業務実績
- 業務工程
- ・ 提案内容 など
- (4) 審査結果の通知・公表
- ① 提案内容の取扱いについては、審査結果を提案者に伝えます。必要に応じて提案者と引き続き協議を行います。
- ② 市から提供のあった情報については、その秘密を保持の上、市の承諾があった場合を除き、第三者への提供はお控えください。

(5) 提案から審査までのフロー図



3 提案募集の対象

提案の内容は、地域経済の活性化や市の財政負担の軽減などに資するものとします。

(1) 対象となる提案 次のすべてに該当するものとします。

- 公平性・公益性があるもの。
- ② 施設が抱える課題の発掘・明確化、事業化への障壁の解決、ビジネスモデルへの 展開など、事業化に向けた一連の流れにおいて、事業者が自らのアイデアやノウ ハウを活用し、自らが確実に実施できる提案。
- ③ 原則として、市に新たな財政負担が生じない提案。ただし、市の既存の補助制度に基づく補助金等のほか、市の自治体経営に多大な貢献をする提案として、市が予算を措置すべきと判断した場合は、この限りではありません。

(2) 対象とならない提案

提案は、事業者の自由な発想による創意工夫を活かした提案を求めるものであり、次のいずれかに該当する提案は対象となりません。

- ① 単に事業(施設)の廃止を目的とする提案
- ② 未利用市有地の購入のみを目的とする提案
- ③ 既存の指定管理や委託業務等について、価格の優位性をもって受託者になろうとする提案
- ④ 事業者が実施することが適当でない事業(法令や市の方針などにより市が実施すべきもの)を含む提案

4 提案者の資格要件等

- (1) 参加要件
- ① 参加できる提案者は、自らの提案を実行できる能力と意思(ノウハウ、資金等)を有する法人(営利法人、非営利法人等)とします。
- ② 提案者は、単独又はグループ(複数の企業・団体等の共同体)とし、グループで応募する場合は、参加表明時に1者を代表者として選出した上で、構成員及び各々の役割分担を明示してください。また、グループで応募する場合は、代表者が諸手続を行ってください。
- ③ 提案者は、市及び指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応等ができる者であることとします。

(2) その他失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合又は提案者が審査の公平性に影響を与える行為を行った場合は、失格とします。

5 留意事項

- (1) 提案書の取扱い
- ① 提出書類の著作権は、提案者に帰属します。
- ② 提案によって得られた内容は、提案した事業者の知的財産であることから、内容 及び提案者に関する情報等は保護を徹底し、庁内・関係機関と調整する場合に のみ使用するものとします。
- ③ 原則として事業化が確定するまでは提案の詳細は公表しないものとしますが、 提案者との協議により、必要に応じて公表する場合があります。
- ④ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じる責任は、提案者が負うものとします。
- ⑤ 提案者が事業者に選定され、事業を実施する場合、著作権は市に帰属するものとします。
- ⑥ 事業実施等における法令等適合のリスクは、提案者に帰属するものとします。
- ⑦ 提出された書類は、一切返却しません。
- (2) 提案の性質や法令及び市の契約ルール等により、改めて提案に対して公募等の 手続きが必要になる場合があります。その際に提案者から寄せられた提案のうち、 事業の検討段階における独自のアイデアについては保護します。ただし、市にお いて公募等のための仕様を作成するにあたり、必要な場合は、提案者と別途協議 をします。
- (3) 提案の取扱いの内容にかかわらず、事前相談の申込み及びその後の協議・調整、 提案にかかる費用は全て提案者においてご負担いただきます。
- (4) 提案内容や面談・調整の結果によっては、実現できないことがあります。
- (5) 申込み後のヒアリング及び事業の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取扱いを伴う場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。なお、提案者によって生じた秘密情報や個人情報の取扱いに関するトラブルについては、市に故意又は重大な過失がある場合を除き、市は一切の責任を負いません。
- (6) 提案者は、提案内容が第三者の有する知的財産を侵害し、第三者に対して損害を賠償又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担するなど必要な措置を講じていただきます。